	匹	三	_ ,	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部改正(附則第二項関係) ・・・・ 25	地方財政審議会令(平成十二年政令第二百六十八号)の一部改正(第三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部改正(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部改正(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)の一部改正(第一条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

理 行 「地方債の協議の相手方等) 「地方債の協議の協議の相手方等) 「地方債の協議の相手方等) 「地方債の協議のは、対方のは、対方のは、対方のは、対方のは、対方のは、対方のは、対方のは、対方
--

る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合はて、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債の限度額及び資金についる。4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同4

5 略

この限りでない。

(協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値)

第四条 法第五条の三第三項に規定する実質公債費比率に係る政令で定める 第四条

(特定公的資金の種類)

数値は、

百分の十八とする。

第七条 法第五条の三第三項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げ 第

る資金とする。

) 定める費用に充てるため、貸付けを行う場合に必要となる資金を除く。 定める費用に充てるため、貸付けを行う場合に必要となる資金を除く。 財政融資資金(地方公共団体が次に掲げる者に対して、それぞれ次に

する。

値は、

都道府県等にあつては百分の三百、

市町村にあつては百分の二百と

イ

国土交通大臣が港湾法施行令

(昭和二十六年政令第四号)

第

一条に

る同条第二項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費百十八号)第五十五条の七第一項の規定による資金の貸付けが行われ規定する基準に適合すると認める者 港湾法(昭和二十五年法律第二

ロ 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社(同法附

用

総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、て、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金につい

総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、地方財

5

この限りでない。

(協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値)

政審議会の意見を聴かなければならない。

第四条 法第五条の三第三項に規定する実質公債費比率に係る政令で定める

第七条 法第五条の三第三項に規定する将来負担比率に係る政令で定める数(協議不要対象団体の判定のための将来負担比率の数値)数値は、百分の十六とする。

する港湾施設の建設又は改良に要する費用

五十五条の九第一項の規定による資金の貸付けが行われる同項に規定

五十五条の九第一項の規定による資金の貸付けが行われる同項に規定

五十五条の九第一項の規定による資金の貸付けが行われる同項に規定

可法第

三十五条の九第一項の規定による資金の貸付けが行われる同項に規定

「同法第一項の規定により適用される場合を含

- げる業務に要する費用 (昭和二十九年法律第百八十九号)第五十二条第二号又は第三号に掲へ 独立行政法人奄美群島振興開発基金 奄美群島振興開発特別措置法
- | 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する | 大条第一項の規定による資金の貸付けが行われる同法第十二条第一項 | 大条第一項の規定による資金の貸付けが行われる同法第十二条第一項 | 大条第一項の規定による資金の貸付けが行われる同法第十二条第一項
- 項第二号に掲げる業務に要する費用

 第三十三条の規定による資金の貸付けが行われる同法第二十八条第一

 第三十三条の規定による資金の貸付けが行われる同法第二十八条第一

 銀音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)

 中央

 東京

 中央

 東京

 中央

 東京

 中央

 東京

 <tr

_|

地方公共団体金融機構の資金

第八条 法第五条の三第三項に規定する地方債の合計額に係る政令で定める

額は、 各年度に係るものを合算したものの三分の一の額に百分の二十五を乗じて 第一 号から第三号までに掲げる額の合算額で当該年度前三年度内の

得た額に第四号に掲げる額を加算した額とする。

第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、 当該各号に定める

ところにより算定した額

控除した額を合計した額 用する公営企業(法第五条第一号に規定する公営企業をいう。 七年法律第二百九十二号)第二条の規定により同法の全部又は一部を適 当該地方公共団体が経営する法適用企業(地方公営企業法 をいう。以下同じ。)ごとに営業収益の額から受託工事収益の額を (昭和二十 以下同じ

三 額を控除した額を合計した額 事業を行う公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。以下同じ。 ごとに営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の 当該地方公共団体が経営する法非適用企業(第四十六条各号に掲げる

兀 に限る。)のうち法第五条の三第三項各号に掲げるものの合計額 政の健全性に及ぼす影響が軽微であるものとして総務省令で定めるもの 当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債 (当該地方公共団体の財

(公的資金の種類)

第九条 ものとする。 財政融資資金 法第五条の三第三項に規定する政令で定める公的資金は次に掲げる

地方公共団体金融機構の資金

に係る特別会計	法適用企業以外のものをいう。以下同じ。) に係る特別会計
二 法非適用企業	二 法非適用企業 第四十六条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち、
に係る特別会計	。以下同じ。) に係る特別会計
	二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業をいう
一法適用企業	一 法適用企業 (地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二号) 第
重複額を控除した純計によるものとする。	重複額を控除した純計によるものとする。
外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の	外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の
算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以	算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以
第十四条 法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより	第十四条 法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより
(実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法)	(実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法)
歳出の財源に充てるために起こした地方債とする。	歳出の財源に充てるために起こした地方債とする。
第十二条第二号及び第三十条第一項において「一般会計等」という。)の	第十二条第二号及び第三十条第一項において「一般会計等」という。)の
―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	いう。以下同じ。) に係る収入及び支出を経理する特別会計以外のもの (
会計及び特別会計のうち公営企業	会計及び特別会計のうち公営企業(法第五条第一号に規定する公営企業を
第十条 法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定める地方債は、一般	第十条 法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定める地方債は、一般
(実質公債費比率の算定に用いる地方債)	(実質公債費比率の算定に用いる地方債)
団体に対して貸し付ける資金	
るものをいう。)が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共	
(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受け	
により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法	
う。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律	
(平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をい	
三 前二号に掲げるもののほか、国、独立行政法人(独立行政法人通則法	

三 略 三 高齢者医療事業、 前二号に掲げるもののほか、 国民健康保険事業、

(公的資金の種類)

第十八条の二 法第五条の三第七項に規定する政令で定める公的資金は、次

財政融資資金

に掲げる資金とする。

一地方公共団体金融機構の資金

三 前二号に掲げるもののほか、国、独立行政法人(独立行政法人通則法

(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をい

う。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律

(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けにより特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法

るものをいう。)が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共

団体に対して貸し付ける資金

(議会への事後報告で足りる場合)

場合においてなお会議を開くことができないときとする。
方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第百十三条ただし書の第十九条 法第五条の三第九項ただし書に規定する政令で定める場合は、地

(地方債計画等)

第二十条 法第五条の三第十項 に規定する政令で定める事項は、次に掲げ

該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期

(新設)

特別会計

(議会への事後報告で足りる場合)

場合においてなお会議を開くことができないときとする。 方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第百十三条ただし書の第十九条 法第五条の三第十項ただし書に規定する政令で定める場合は、地

(地方債計画等)

るものとする。

第二十条 法第五条の三第十一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げ

- 業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額 法第五条の三第十項 に規定する地方債における起債の目的となる事
- を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額 法第五条の三第十項 に規定する地方債における地方債の償還の財源
- て総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額 法第五条の三第十項 に規定する地方債における地方債の資金に応じ
- 2 同意等基準」という。)を定めようとするときは、 総務大臣は、法第五条の三第十項 に規定する基準 その基本的事項につい (第四項において「 2
- 3 に協議するものとする 方債計画」 総務大臣は、 という。 法第五条の三第十項 に規定する書類 (次項において「地 財務大臣に協議するものとする。 を作成しようとするときは、 あらかじめ、 財務大臣 3

あらかじめ、

4 略

(地方債の許可手続)

第二十一条 掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならな 条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、 起債の方法、 共団体が地方債を起こし、 法第五条の四第一項、 利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、 又は起こそうとし、 第三項又は第四項の規定により、 若しくは起こした地方債の 同項第一 地方公 一号に 第二 第二十一条

- 業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総 法第五条の三第十一項に規定する地方債における起債の目的となる事
- を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額 法第五条の三第十 一項に規定する地方債における地方債の償還の財源
- 三 て総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額 法第五条の三第十一項に規定する地方債における地方債の資金に応じ
- 同意等基準」という。 総務大臣は、法第五条の三第十一項に規定する基準(第四項において「 あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。)を定めようとするときは、 その基本的事項につい
- 方債計画」という。)を作成しようとするときは、 に協議するものとする。 総務大臣は、法第五条の三第十一項に規定する書類(次項において あらかじめ、 財務大臣
- 4 うち、 う。)を定め、 方債充当率 総務大臣は、毎年度、 地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をい (地方公共団体が事業を行うに当たり、 同意等基準と併せてこれを公表するものとする。 地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、 当該事業に係る経費の 地

(地方債の許可手続)

地方公

掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならな 条第 起債の方法、 共団体が地方債を起こし、 V) 一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、 法第五条の四第一項、 利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、 又は 第三項及び第四項の規定により、 同項第 第

連結実質赤字比率
三第三項
法第五条
同表の下欄に掲げる字句とする。
いては、
条の四
が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三及び第五
第三十条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により一般会計等の決算
(決算未提出期間における起債の協議等についての特例)
を聴かなければならない。
総務大臣は、第三項に規定する同意については、
は、この限りでない。
に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合について
あらかじめ、
するときは、
総務大臣は、
その同意を得なければならない。
可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し
都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、
出しなければならない。
申請書を作成し、
前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに

								, 10	,	'			2									
<°)	第二号を除	四第三項(法第五条の	 ✓° ✓ 	第二号を除	三第五項(法第五条の	げる字句とする。	上欄に掲げる	並びに第十五	五項(第二号を除く。	の決算が地方	地方公営企	第二十二条	(削る)	二号	四第一項第	法第五条の	一号	四第一項第	法第五条の	
	当該年度の前年度	当該年度に	経営の		当該年度の前年度		次に掲げる	る。 -	上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	並びに第十五条第一項及び第二十六条	\smile	公共団体の長に提出	業法第三十条第一項	前年度				前条第四項第一号			前条第四項第二号	将来負担比率
	当該年度の前々年度	当該年度の前年度に	当該年度の前年度において経営の		当該年度の前々年度	る	当該年度の前年度において次に掲げ		.掲げる字句は、 <u>それぞれ</u> 同表の下欄に掲	-六条の規定の適用については、次の表の	及び第五条の四第三項(第二号を除く。)の規定	の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三第	地方公営企業法第三十条第一項の規定により法適用企業に係る特別会計	前々年度			号	当該年度の前年度の前条第四項第一		号	当該年度の前年度の前条第四項第二	当該年度の前年度の将来負担比率
									掏			弗	計 2									
<	第二号を除	四第三項(法第五条の	⟨° °	第二号を除	三第五項(法第五条の	げる字句とする。	上欄に掲げる	並びに第十五条及び	五項(第二三	の決算が地方	地方公営会	第二十二条	第八条	二号	四第一項第	法第五条の	一号	四第一項第	法第五条の	
	当該年度の前年度	当該年度に	経営の		当該年度の前年度		次に掲げる	9る。	上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、		(第二号を除く。) 及び第五名	ガ公共団体の長に提出さ	正業法第三十条第一項の	前年度	当該年度前三年度			前条第四項第一号			前条第四項第二号	将来負担比率
	当該年度の前々年度	当該年度の前年度に	当該年度の前年度において経営の		当該年度の前々年度	る	当該年度の前年度において次に掲げ		掲げる字句は、 同表の下欄に掲	第二十六条の規定の適用については、次の表の)及び第五条の四第三項(第二号を除く。)の規定	の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三第	地方公営企業法第三十条第一項の規定により法適用企業に係る特別会計	前々年度	当該年度の前年度前三年度		号	当該年度の前年度の前条第四項第一		号	当該年度の前年度の前条第四項第二	当該年度の前年度の将来負担比率

当該年度の前年度の歳入	当該年度の歳入	一項	当該年度の前年度の歳入	当該年度の歳入	一項
当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第十六条第	当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第十六条第
		< ·			< ·
		第一号を除			第一号を除
当該年度の前々年度	当該年度の前年度	四第三項(当該年度の前々年度	当該年度の前年度	四第三項(
当該年度の前年度において経営の	経営の	法第五条の	当該年度の前年度において経営の	経営の	法第五条の
		< ·			< ·
当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第一号を除	当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第一号を除
3		三第五項(る		三第五項(
当該年度の前年度において次に掲げ	次に掲げる	法第五条の	当該年度の前年度において次に掲げ	次に掲げる	法第五条の
	らとする。	に掲げる字句とする。		とする。	に掲げる字句とする。
欄に掲げる字句は、同表の下欄	表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、		欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄	表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	表の上欄に掲
第二十七条の規定の適用については、次の		規定並びに第十六条及び	項及び第二十七条の規定の適用については、次の	十六条第一項及び第一	規定並びに第十六条第一
(第一号を除く。)及び第五条の四第三項(第一号を除く。)の	7一号を除く。) 及び	三第五項)及び第五条の四第三項(第一号を除く。)の	(第一号を除く。) 及び答	三第五項(第
会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の	地方公共団体の長に		会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の	と地方公共団体の長には	会計の決算が
地方自治法第二百三十三条第一項の規定により法非適用企業に係る特別	公第二百三十三条第一	3	項の規定により法非適用企業に係る特別	地方自治法第二百三十三条第一	3 地方自治法
		第二項			第二項
当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第二十六条	当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第二十六条
えられた第十五条第一項第一号	号		えられた第十五条第一項第一号	号	
第三十条第二項の規定により読み替	第十五条第一項第一	第一項	第三十条第二項の規定により読み替	第十五条第一項第一	第一項
当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第二十六条	当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第二十六条
当該年度の前年度に	当該年度に	一項	当該年度の前年度に	当該年度に	一項
当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第十五条第	当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第十五条第

する許可を受けようとする地方公共団体は、総務大臣又は都	にする許可を受けようと	2 前項に規定			略	2 • 3
		ならない。			ならない。	なら
区を含む。)にあつては都道府県知事の許可を受けなければ	別区を含む。) にあつて	を除き、特別	にあつては都道府県知事の許可を受けなければ	特別区を含む。)にあつて	を除き、特別	を除
都道府県又は指定都市にあつては総務大臣、市町村(指定都市	#道府県又は指定都市に	場合には、郏	にあつては総務大臣、市町村(指定都市	都道府県又は指定都市にあつては総務大臣、	場合には、都	場合
利率若しくは償還の方法を変更しようとする	起債の方法、利率若		利率若しくは償還の方法を変更しようとする	こした地方債の起債の方法、利率若	た地方債	٢ ر
起こし、又は	頃に規定する地方債を起こし、又は	共団体が同項	にし、又は <u>起こそうとし、若しくは起</u>	共団体が同項に規定する地方債を起こし、	団体が同項	共田
頃の規定により、同項に規定する地方公	一十三条の五の七第二項の規定により、	第三条 法第三	同項に規定する地方公	法第三十三条の五の七第二項の規定により、		第三条
3許可手続)	の廃止等に係る地方債の許可手続)	(公営企業の)許可手続)	公営企業の廃止等に係る地方債の許可手続)	台営企業の	$\widehat{\lambda}$
		附則			附則	
	足める。	総務省令で定		める。	総務省令で定める。	総殺
適用する場合を含む。)の規定の適用に関し必要な事項は、		り読み替えて	の適用に関し必要な事項は、			
の規定並びに第八条(前条第一項の規定によ	場合を含む。)	えて適用する		えて適用する場合を含む。)の規定	適用する	えて
(これらの規定を前条第一項の規定により読み替	第五条の四	五条の三及び	(これらの規定を前条第一項の規定により読み替	兀	五条の三及び第五条の	五冬
公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第	ガ公共団体の廃置分合マ	において地方	において地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第	公共団体の廃置分合又	いて地方	にお
該年度の中途又は当該年度前四年度のいずれかの年度の中途	∃該年度の中途又は当該	第三十一条当	当該年度の中途又は当該年度前四年度のいずれかの年度の中途	該年度の中途又は当該		第三十一条
)				J
体の廃置分合又は境界変更があつた場合の総務省令への委任		(地方公共団	、地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合の総務省令への委任	体の廃置分合又は境界	2方公共団	(
		第二項			第二項	第
当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第二十七条	当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第二十七条	第
えられた第十六条第一項各号			えられた第十六条第一項各号			
第三十条第三項の規定により読み替	第十六条第一項各号	第一項	第三十条第三項の規定により読み替	第十六条第一項各号	項	第一
当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第二十七条	当該年度の前々年度	当該年度の前年度	第二十七条	第
当該年度の前年度に	当該年度に		当該年度の前年度に	当該年度に		

に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合はするときは、当該許可又は同意に係る地方債の限度額及び資金について、事務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようと

5 略

この限りでない。

(地方債の許可等)

第四条 法第三十三条の七第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起 にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。 こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若 まの大法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲 がる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体が地方債を起

2 \ \ 4

略

道府県知事の定める期間内に、申請書を提出しなければならない。

可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許

、その同意を得なければならない。

は、この限りでない。

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、は多ときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、

を聴かなければならない。 5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見

(地方債の許可等)

| にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。| 体 げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体

に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、2 都道府県知事は、前項に規定する許可をしようとする場合は、当該許可

3 前二項に定めるもののほか、法第三十三条の七第四項に規定する許可に一 その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かな

総務省令・財務省令で定める。

関し必要な事項は、

(退職手当の財源に充てる地方債の許可手続)

第五条

る地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。 の方法、 する地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債 項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、 利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、 同項第二号に掲げ 第二条第

2

3

略

ければならない

(退職手当の財源に充てる地方債の許可手続

法第三十三条の八第一項の規定により、地方公共団体が同項に規定 第五条 法第三十三条の八第一項の規定により、 地方公共団体が同項に規定

する地方債を起こし、又は 起債

の方法、 利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、 第二条第

項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、 同項第二号に掲げ

る地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、 総務大臣又は都

2

道府県知事の定める期間内に、申請書を提出しなければならない

3 可に係る地方債の限度額及び資金について、 都道府県知事は、 第一項に規定する許可をしようとするときは、 あらかじめ総務大臣に協議 当該許

その同意を得なければならない。

第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようと

するときは、 当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、

に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合について あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。 ただし、 当該許可及び同意

を聴かなければならない。 総務大臣は、第三項に規定する同意については、

地方財政審議会の意見

5

は、

この限りでない。

(協議不要基準額の算定における標準的な規模の収入の額の特例)

第九条 いては、 平成二十三年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合にお 同号中 「第十三条各号」とあるのは、 附則第十条第 項及び第

十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

- 13 -

(削る)

5

略

4

総務大臣は、

第一

するときは、

あらかじめ、

財務大臣に協議するものとする。

ただし、

当該許可又は同意

当該許可又は同意に係る地方債の限度額及び資金について、

項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようと

4

総務大臣は、

に係る地方債が総務省令・

財務省令で定める要件に該当する場合は

この限りでない

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第九条 平成二十四年度及び平成二十五年度

における第十三条

中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」と あるのは の規定の適用については、 定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。 律第五号) 「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律 第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第 同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定 (平成二十六年法 一項の規

2

略

3 条第 定する場合においては、 平成二十四年度及び平成二十五年度に係る第八条第一号に掲げる額を算 項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする 同号中 「第十三条各号」 とあるのは、 附則第十

2

各号」 掲げる額を算定する場合においては 平成一 「附則第十条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条 とする。 |十六年度から平成| 十八年度までの各年度に係る第八 同号中 「第十三条各号」 とあるのは 号に

4 規定により読み替えられた第十三条各号」とする。 場合においては、 平成二十九年度以後の各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する 同号中 「第十三条各号」とあるのは、 「附則第十三条の

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 2 中 相当する額並びに」とあるのは 定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。 律第五号) あるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法 の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定 ることとされた地方債の額の合算額」とする。 定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規 は 「相当する額並びに」とあるのは 「並びに法第三十三条の五の二第 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条 第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規 「相当する額、 「相当する額、」と、 一項の規定により起こすことができ . کر 「の合算額」とある 「の合算額

(平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例)

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる第十一条 平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、次の

字句とする。

																第一号イ	第十三条
	揮発油譲与税	算定した地方	同条														同法第十四条
う。以下この条において同じ。)、地方揮る児童手当及び子ども手当特例交付金をい	金(旧特例交付金法第二条第二項に規定す	算定した児童手当及び子ども手当特例交付	読替え後の地方交付税法第十四条	أَيْ نَا الْعَالَ عَلَيْهِ الْعَلَامِ الْعَلَمِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلْمِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلِيمِ الْعَلَامِ الْعَلْمِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلِي الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلِي الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلِيمِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعِلَى الْعَلَامِ الْعِلَى الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعِلَى الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعِلَى الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ الْعَلَامِ	「読替え後の地方交付税法第十四条」とい	方交付税法第十四条(以下この条において	第三十九条の規定により読み替えられた地	暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)	同条第一項及び地方法人特別税等に関する	第九条第二項の規定により読み替えられた	号において「旧特例交付金法」という。)	法律(平成十一年法律第十七号。以下この	例交付金等の地方財政の特別措置に関する	八号) 第四条の規定による改正前の地方特	部を改正する法律(平成二十四年法律第十	のとした場合における地方交付税法等の一	同法附則第七条の二の規定の適用がないも

看えられた同令 で 1000円の 1000		
和二十二年政令第十六号)附則第七条の四 より読み替えられた地方自治法施行令(昭		
完		
の特別措置に関する法律施行令(平成十一		
よる改正前の地方特例交付金等の地方財政	十六号)	
成二十四年政令第百十号)第三条の規定に	十二年政令第	
行に伴う関係政令の整理に関する政令(平	行令(昭和二	第五号
地方交付税法等の一部を改正する法律の施	地方自治法施	第十三条
とん譲与税	税	
児童手当及び子ども手当特例交付金、特別	特別とん譲与	び第四号
読替え後の地方交付税法第十四条	同条	第三号及
読替え後の地方交付税法第十四条	同法第十四条	第十三条
揮発油譲与税	与税	
児童手当及び子ども手当特例交付金、地方	地方揮発油譲	
読替え後の地方交付税法第十四条	同条	第二号
読替え後の地方交付税法第十四条	同法第十四条	第十三条
読替え後の地方交付税法第十四条	同条	
	第十四条	第一号口
読替え後の地方交付税法第十四条	地方交付税法	第十三条
地方揮発油譲与税	油譲与税	
当該児童手当及び子ども手当特例交付金、	当該地方揮発	
発油譲 与税		

付税法第十四条」という。)		付税法第十四条」という。)
(以下この条において「読替え後の地方交		(以下この条において「読替え後の地方交
より読み替えられた地方交付税法第十四条		より読み替えられた地方交付税法第十四条
十年法律第二十五号)第三十九条の規定に		十年法律第二十五号)第三十九条の規定に
法人特別税等に関する暫定措置法(平成二		法人特別税等に関する暫定措置法(平成二
一年法律第十七号)第八条第一項及び地方		一年法律第十七号)第八条第一項及び地方
地方財政の特別措置に関する法律(平成十		地方財政の特別措置に関する法律(平成十
イ のとした場合における地方特例交付金等の	第一号イ	第一号イのとした場合における地方特例交付金等の
条 同法第十四条 同法附則第七条の二の規定の適用がないも	第十三条	第十三条 第十四条 が則第七条の二の規定の適用がないも
同表の下欄に掲げる字句とする。		それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	用については、	用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、
平成二十四年度及び平成二十五年度における第十三条の規定の適	第十二条	第十条 平成二十四年度及び平成二十五年度における第十三条の規定の適
	特例)	特例)
(平成二十四年度及び平成二十五年度における標準的な規模の収入の額の	(平成	(平成二十四年度及び平成二十五年度における標準的な規模の収入の額の
<u>与税</u> <u>車重量譲与税</u>		
自動車重量譲 児童手当及び子ども手当特例交付金、自動		
を加算した額とする。)		
がある場合にあつては当該額に相当する額		
た額とし、当該算定方法により控除した額		
合にあつては当該額に相当する額を控除し		
準ずる算定方法により加算した額がある場		
額の二第二項に規定する算定方法におおむね		
基準財政収入 基準財政収入額(地方交付税法附則第七条		

を加算した額とする。)

(平成二十六年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 いては、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ	同表の	下欄に掲げる字句とする。
第十三条	第十四条	
第一号イ		の適用がないものとした場合における地方
		特例交付金等の地方財政の特別措置に関す
		る法律(平成十一年法律第十七号)第八条
		第一項及び地方法人特別税等に関する暫定
		措置法(平成二十年法律第二十五号)第三
		十九条の規定により読み替えられた地方交
		付税法第十四条(以下この条において「読
		替え後の地方交付税法第十四条」という。
)
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条	地方交付税法	読替え後の地方交付税法第十四条
第一号口	第十四条	
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第二号か	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
ら第四号		
まで		

(平成二十六年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

を加算した額とする。)

平成二十六年度以後の各年度における第十三条の規定の適用につ | 第十三条 平成二十六年度以後の各年度における第十三条の規定の適用につ いては、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条	同法第十四条	同法附則第七条の二及び第七条の三の規定
第一号イ		の適用がないものとした場合における地方
		特例交付金等の地方財政の特別措置に関す
		る法律(平成十一年法律第十七号)第八条
		第一項及び地方法人特別税等に関する暫定
		措置法(平成二十年法律第二十五号)第三
		十九条の規定により読み替えられた地方交
		付税法第十四条(以下この条において「読
		替え後の地方交付税法第十四条」という。
)
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条	地方交付税法	読替え後の地方交付税法第十四条
第一号口	第十四条	
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第二号か	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
ら第四号		
まで		

°)			°)	
は当該額に相当する額を加算した額とする			は当該額に相当する額を加算した額とする	
方法により控除した額がある場合にあつて			方法により控除した額がある場合にあつて	
に相当する額を控除した額とし、当該算定			に相当する額を控除した額とし、当該算定	
り加算した額がある場合にあつては当該額			り加算した額がある場合にあつては当該額	
る算定方法におおむね準ずる算定方法によ			る算定方法におおむね準ずる算定方法によ	
の二第二項及び第七条の三第二項に規定す	額		額の二第二項及び第七条の三第二項に規定す	
基準財政収入額(地方交付税法附則第七条	基準財政収入		基準財政収入 基準財政収入額(地方交付税法附則第七条	
えられた同令		ı	えられた同令	T
六号)附則第七条の四の規定により読み替			六号)附則第七条の四の規定により読み替	
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十	十六号)		十六号) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十	
五号)第二条の規定により読み替えられた	十二年政令第		十二年政令第 五号) 第二条の規定により読み替えられた	
関する法律施行令(平成十一年政令第九十	行令(昭和二	第五号	行令(昭和二 関する法律施行令(平成十一年政令第九十	第五号
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に	地方自治法施	第十三条	地方自治法施 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に	第十三条 :

債許可団体となる額の特例) (平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における赤字により起

二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附 二条の知 第十二条 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における第二十 第十五条

則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」

(平成二十六年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

(削る)

条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第一項及び第十二条の規第十四条 平成二十六年度における第二十二条の規定の適用については、同

(平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における赤字により起定により読み替えられた第十三条各号」とする。

二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附**汁+五条** 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における第二十**債許可団体となる額の特例)**

則第十条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」

	12 70 30
(平成三十年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)	(平成三十年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)
第十三条 平成三十年度以後の各年度における第二十二条の規定の適用につ 第十六条	第十六条 平成三十年度以後の各年度における第二十二条の規定の適用につ
いては、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条	いては、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条
の規定により読み替えられた第十二条各号」とする。	の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。
(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経	(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経
費)	費)
第十四条 略	第十七条略

0 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部改正(第二条関係)

(地方債課の所掌事務) (地方債課の所掌事務) 四 地方財政法第五条の三第十項 に規定する地方債の予定額の総額等に 関する書類の作成に関すること。 四 地方財政法第五条の三第十一項に規定する地方債の予定額の総額等に 関する書類の作成に関すること。 関する書類の作成に関すること。 (地方債課の所掌事務) (地方債課の所掌事務) (地方債課の所掌事務)	改正案	現行
略 五〜十 略 事類の作成に関すること。 関する書類の作成に関すること 略 一〜三 略 略 第五十九条 地方債課は、次に掲げ	(地方債課の所掌事務)	(地方債課の所掌事務)
略 五〜十 略 関すること。 関する書類の作成に関すること。 関する書類の作成に関すること方財政法第五条の三第十項 に規定する地方債の予定額の総額等に 四 地方財政法第五条の三第十一略 略		地方債課は、
略 五〜十 略 関すること。 関する書類の作成に関すること。 関する書類の作成に関すること 関する書類の作成に関すること方財政法第五条の三第十項 に規定する地方債の予定額の総額等に 四 地方財政法第五条の三第十一	一~三 略	
略 五~十 略る書類の作成に関すること。 関する書類	地方財政法第五条の三第十項	地方財政法第五条の三第十一
略	関する書類の作成に関すること。	関する書類の作成に関すること。
		五~十 略

(傍線は改正部分)

〇 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部改正(第二条関係)

(傍線は改正部分)

平成二十八年三月三十一日 地方財政法施行令附則第五条第五項 所則 所則 所別則 所別則 所別則 所別則 所別則 所別則 所別則 所別則 所別則 所別則第五条第五項 所別則第五条第五項 所別則第五条第五項 中成二十八年三月三十一日 地方財政法施行令附則第五条第五項 平成二十八年三月三十一日 地方財政法施行令附則第五条第五項 平成二十八年三月三十一日 地方財政法施行令附則第三条第五項 平成二十八年三月三十一日 地方財政法施行令附則第三条第五項 平成二十八年三月三十一日 地方財政法施行令附則第五条第五項 平成二十八年三月三十一日 地方財政法施行令附則第五条第五項 平成二十八年三月三十一日 地方財政法施行令附則第三条第五項 平成二十八年三月三十一日 地方財政法施行令附則第三条第五項 平成二十八年三月三十一日 地方財政法施行令附則第三条第五項		
では、	一十八年三月三十一日	目
関	─十六年三月三十一日 地方財政法施行令附則第三	一十九年三月三十一日 地方財政法施行令附則第三条第五
-欄に掲げる政令の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 下欄に掲げる政令の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の 務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の 務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる目までの間、それぞれ同表の 務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる目までの間、それぞれ同表の 務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる目までの間、それぞれ同表の 務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる目までの間、それぞれ同表の 務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる目までの間、それぞれ同表の 所掌事務の特例) 現 項 行	限	限
歌をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の 務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、そ 審議会の所掌事務の特例) 	下欄に掲げる政令の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	下欄に掲げる政令の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
条 審議会は、総務省設置法第九条に定める事務及び第一条に定める事 第二条 審議会は、総務省設置法第九条に定める事務及び第一	次の表の上欄に掲げる日までの間、	次の表の上欄に掲げる日までの間、
改正案 (審議会の所掌事務の特例) 現現	一条 審議会は、総務省設置法第九条に定める事務及び第一	条 審議会は、総務省設置法第九条に定める事務及び第
則 改 正 案 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	堂	(審議会の所掌事務の特例)
正 案 現		
		正

(傍線は改正部分)

0 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部改正(附則第二項関係)

(傍線は改正部分)

政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ⑵中「地方財行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一条の規

- 平成二十八年度における地方債を起こすことがで

条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする

きる場合の特例)

(債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。 については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及第**介条**

条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。 政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ②中「地方財定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ②中「地方財

(平成二十七年度及び平成二十八年度における地方債を起こすことがで

きる場合の特例)

債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。ば地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及第六条 平成二十七年度及び平成二十八年度における第十三条の規定の適用